

令和6年2月定例会 総務委員会（付託）

令和6年2月26日（月）

〔委員会の概要 未来創生文化部関係〕

眞貝委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。（11時46分）

これより、未来創生文化部関係の審査を行います。

未来創生文化部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その3））

- 議案第63号 令和5年度徳島県一般会計補正予算（第9号）
- 議案第66号 令和5年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

なし

佐藤未来創生文化部長

それでは、総務委員会説明資料（その3）によりまして、未来創生文化部関係の案件について御説明申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、説明資料（その3）に記載の今定例会に追加提出いたしました令和5年度一般会計・特別会計補正予算案となっております。

3ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算についてでございます。

一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり17億4,909万4,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は197億5,660万6,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。

特別会計についてでございます。

こども家庭支援課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきまして6,000万円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は1億6,344万6,000円となっております。

5ページを御覧ください。

次に、課別の主要事項につきまして主なものを御説明いたします。

まず、未来創生政策課でございます。

主に給与費の補正をお願いしており、合計で1億4,171万6,000円の増額となり、補正後の予算額は26億4,693万8,000円となっております。

6ページを御覧ください。

ダイバーシティ推進課でございます。

目名、国際交流費におきまして、多文化共生のまちづくりの推進に係る事業の所要額の確定などにより363万円の減額をお願いしております。

ダイバーシティ推進課合計で718万2,000円の減額となり、補正後の予算額は4億1,235万8,000円となっております。

7ページを御覧ください。

男女参画・人権課でございます。

目名、人権施策推進費におきまして、人権啓発に係る経費の所要額の確定などにより971万1,000円の減額をお願いしております。

男女参画・人権課合計で1,225万8,000円の減額となり、補正後の予算額は6億1,844万2,000円となっております。

8ページを御覧ください。

文化・未来創造課でございます。

目名、文化及び文化財費におきまして、文化振興に係る事業の所要額の確定などにより14億1,615万7,000円の減額をお願いしております。

文化・未来創造課合計で14億6,231万円の減額となり、補正後の予算額は7億6,467万1,000円となっております。

9ページを御覧ください。

文化資源活用課でございます。

文化財保護に係る事業の所要額の確定などによりまして、文化資源活用課合計で1,289万2,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は5億2,334万4,000円となっております。

10ページを御覧ください。

文化の森振興センターでございます。

文化の森各館の運営に係る執行見込みなどによりまして、文化の森振興センター合計で4,502万6,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は9億5,021万8,000円となっております。

11ページを御覧ください。

スポーツ振興課でございます。

スポーツ交流など各事業の所要額の確定などによりまして、スポーツ振興課合計で1,970万2,000円の減額となり、補正後の予算額は7億8,230万7,000円となっております。

12ページを御覧ください。

こどもまんなか政策課でございます。

目名、児童福祉総務費におきまして、今年度6月補正予算にて計上してございました徳島県出産・子育て応援交付金について、その後の国における事業の制度化に伴う方針変更等により、システム構築経費が不要となったことによる1,688万円の減額及び県内事業者からのこども施策への多額の寄附金を徳島県こども未来基金へ積み立てる1,000万円の増額など全体で2,531万2,000円の増額をお願いしております。

また、目名、児童福祉施設費におきまして、認定こども園施設整備補助金について国から市町村への直接補助となったことに伴い、県の予算措置が不要となった3億5,558万

4,000円の減額を含め、全体で3億5,734万3,000円の減額をお願いしております。

こどもまんなか政策課合計で2億9,915万7,000円の減額となり、補正後の予算額は93億5,921万4,000円となっております。

13ページを御覧ください。

こども家庭支援課でございます。

目名、児童福祉総務費におきまして、市町村等への補助金の執行見込みなどにより、1億6,694万1,000円の減額をお願いしております。

こども家庭支援課合計で3,228万3,000円の減額となり、補正後の予算額は36億9,911万4,000円となっております。

14ページを御覧ください。

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきまして、貸付金の申込額が当初見込みを下回ったことにより、6,000万円の減額をお願いしております。

補正後の予算額は1億6,344万6,000円となっております。

15ページを御覧ください。

継続費についてでございます。

新ホールの整備に要する経費として、今回、継続費の変更をお願いするものでございます。

17ページを御覧ください。

繰越明許費追加分についてでございます。

文化財保護費では、伝統的建造物の保存に係る修繕に対する補助に係る経費について、埋蔵文化財総合センター管理運営費では、埋蔵文化財総合センターの設備工事に係る経費について、21世紀館運営費では、施設の修繕工事等に係る経費について、児童健全育成対策費では、放課後児童クラブの施設整備に対する補助に係る経費について、児童虐待防止等対策費では、こども家庭センターの施設整備に対する補助に係る経費について、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

18ページを御覧ください。

繰越明許費変更分についてでございます。

児童福祉施設整備事業費では、児童館の施設整備に対する補助に係る経費について、繰越予定額として追加し、変更をお願いするものでございます。今後、事業の早期完了に鋭意努めてまいる所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

眞貝委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

東条委員

先ほど、公安委員会のほうでも、重要犯罪の認知件数のうち性犯罪が令和5年は23件、令和4年に比べて倍増しているということでお聞きをしたのです。徳島県も性暴力被害者支援センター、よりそいの樹とくしまがあると思うのですが、相談状況はどうなっ

ているのか、何年か遡って教えていただけたら有り難いと思います。

大西男女参画・人権課長

ただいま東条委員から、よりそいの樹とくしまへの相談状況について御質問を頂きました。

相談件数で申しますと、令和元年が190件、令和2年が184件、令和3年が174件、令和4年が199件、今年度につきましては、1月段階でございますけれども119件となっております。

東条委員

今年は119件といったら、ちょっと少ない状況ですか。

SNSでの被害もあるということを知っておりますけれども、具体的にどのような中身か教えていただけたら。

大西男女参画・人権課長

相談内容についての御質問でございます。

具体的に、性暴力に関する相談ということで、具体的な中身は今手元に資料として持ち合わせておりません。

東条委員

SNSとか、そういったものが増えてきていると聞いたのです。センターへ電話したらワンストップで、お医者さんや弁護士、警察のほうにも連絡できて、連携を十分とっているのだらうと思います。

相談窓口の方の研修をやっているとは思いますが、担当の方が毎年替わられるようにも聞いたり、必要なところにつなげていないようなことを聞いたのです。ある程度経験を積んだ方などが配置されているとは思いますが、どういうふうな配置の仕方をされているのか、よかったら教えていただけますか。

大西男女参画・人権課長

よりそいの樹とくしまの配置についてです。

中央と西部と南部がございまして、それぞれに相談員が配置されております。中央につきましては4名、南部につきましては2名、西部につきましては1名の配置となっております。

専門の研修を受けた相談員に研修を行っておりまして、被害者の相談内容に応じまして、産婦人科医会や公認心理師・臨床心理士協会、弁護士会、警察などの関係機関と連携をとって支援を行っております。

研修でございますけれども、例えば外部講師によりますスーパーバイザーの研修を年に6回行っておりますし、それから徳島県の性暴力被害者回復支援心理士養成研修、これは3日間なのでございますけれども、これも年1回行っております。

それから、支援者向けの講演会を年1回行っておりまして、内閣府が実施する研修など

にも参加していただいております。

被害者に寄り添った支援ができるように、研修をしっかりと行ってスキルアップに努めているところでございます。

東条委員

性暴力は複雑な問題もありますので、経験を有する方に、是非、研修も含めて当たっていただきたい。相談者の命や人生が懸かっている窓口だと思っております。

ですから、しっかりした人材も含めた配置とか関係機関、先ほどは警察の状況を聞いたのですけれども、警察が一番窓口にはなると思うのです。その対応とか体制強化を進めていただけますように、要望しておきます。

眞貝委員長

午食のため、休憩いたします。（12時00分）

眞貝委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

井下委員

先日、政策条例検討会議で取りまとめたものを議長に出させていただきます。

こども未来応援条例を議会のほうで作りたいということで、閉会日にまた提出する予定です。

これを受けて、これは子供の権利の条例でございます。子供の皆さんに知ってもらわないといけないということで、前回の議会でもお伺いをしたのですが、改めて最後の委員会ですので質問したいと思います。

この条例に対して県でしっかり対応できるように予算確保をしていただきたいのですが、状況についてお伺いします。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま井下委員より、こども未来応援条例の制定を受けまして、予算の確保の状況について御質問を頂いております。

県のほうでは、全ての子供たちが将来にわたって幸せに生活できるこどもまんなか社会の実現に向けまして、令和6年度の当初予算案のこども・子育て関連予算につきましては、前年度予算と比べ9.8%増の171億円を計上したところでございます。

また、先ほど委員からもお話がございました、この度、県議会において制定いただきますこども未来応援条例におきましては、こども施策の推進に当たりまして最も重要な視点となります子供の権利の尊重を基本理念に掲げておられますことから、県といたしましては、条例の趣旨を十分に踏まえまして、子供自らが意見を表明する権利の主体であることの理解促進を図りますとともに、子供たちが安心して意見が表明できるような機会を提供しまして、子供の意見を反映できるように、こどもの意見反映推進事業といたしまして

1,350万円を計上させていただいておるところでございます。

井下委員

早速、予算化をしていただきましてありがとうございます。

改めて、子供の条例、権利についてですが、生きる、育つ、守られる、そして参加するというこの四つの権利から成り立っております。

大人も当然知っていただいて、我々議員もこの条例を作ったからには、これを踏まえた上でいろんな施策を作っていくといけないうし、アイデアを出していくといけないうと思っています。

まず、子供自体に周知して、自分たちにこういう権利があるんだということを知っていただくということが一番だと思います。その次に親、学校というところになってくると思うのですが、こういったことが条例のスタートだと思います。

改めて、全ての子供たちに行き渡るように、具体的にどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま井下委員より、全ての子供たちにこの権利のことが行き渡るような、具体的な進め方についての御質問でございます。

具体的には、県内の学校に通われます、特別支援学校も含む小中高、全ての児童、生徒向けに子供の権利のハンドブックを作成いたしまして配布をしますとともに、その内容につきましても、企画の段階から教育委員会ともしっかり連携させていただきまして、教育の場で活用しやすいように、例えば小学校の低学年に向けましてはイラストであったりとか、身近なエピソードなどの効果的な使用をはじめまして、それをお家に持ち帰って、保護者の方と一緒にお話ができるような工夫もしていきたいと思っております。

また、子供たちの育ちを支えていらっしゃる大人の方に対しましても、子供が権利の主体であるということをしつかり周知啓発をしていく必要があると思っておりますので、学童や児童館、こども食堂といった子供の居場所にも配布させていただきまして、子供の権利を含む条例の基本理念が社会にしつかり浸透しますように取り組んでまいりたいと考えております。

井下委員

学校でのスタートというのが一番大きいと思っておりますので、教育委員会にいろいろと負担が増えてしまいますけれども、しっかりと教育委員会と連携してやっていただきたいと思います。

今回の条例ですけど、年齢の上限が特に決まっておられません。大学生になろうが、18歳以上になっても守られるべき人というのは継続して守っていくといけないうと思っていますし、当然、権利だけを主張しても、そういったフォローをしていただける場がなければ、やはり意味がないと思っております。社会の理解とともに、そういう整備をしつかりやっていただきたいと思います。

それともう1点、これは私の考えでもあるのですが、お腹の中にいる子供にも当然、

子供の権利というのが存在しています。

親になるというのは、自分が出産したわけではないのですが、母親にならないと分からないこともあります。親になって初めて子供と対面していくとか、子供に対してどういうふうに接していくかというのが分かってくるし、当然それで悩む親というのはたくさんいます。

親の悩みはそのままダイレクトに子供に関わってくるので、できれば周産期のときに、子供の権利から波及して、親を守るようなことはできないかと思っております。

例えば、生物の中で人間の子供だけが未熟児で生まれてくるのですが、それは母親の母体を守るためにそういった形で生まれてくるとか、夜泣きでなぜ赤ちゃんは夜泣くのかとかというのも、知ると母親を守るためにそうしているのだということが分かるのですが、知らないと単純にうちの子が変なのかなとかいう悩みが出てくると思います。子供の視点から親を守っていくというのも大事なのかなと思いますので、様々な工夫をいろいろしていただいたらいいかなと思います。まだスタートですので、是非いろいろお願いをしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それと、今日、男女共同参画基本計画の冊子を頂いたんですけど、数点お伺いしたいのです。この中の8ページに、男女の平等感というところで様々なパーセンテージが書かれておまして、社会通念上、男性のほうが非常に優遇されているというようなことが書かれていたりするのです。ここを教えていただきたいのですが、これって年代別にとっていたりはないのですか。

大西男女参画・人権課長

今、手元にデータはないのですが、年代別のデータもございます。

井下委員

年代別で見たときに、ここに出ている平均値と余り変わらないものになっていますか。分かればいいです。

大西男女参画・人権課長

今、手元にございませんのでお答えできません。

井下委員

分かりました。

データ自体は分かりませんが、何となく世代によって全然違うのかなと思っております。

例えば、我々は40代ですけど、我々の周りだけでもこういうことを感じたことがないというのは実際あったりとかしますし、もっと若い人たちだと、逆に女性のほうが強いと言ったらおかしいですけど、パワフルな女性がたくさんいるなというイメージがあります。

男女の平等というのは当たり前の話なので、その中でこのアンケートを基に施策を作っていくと、例えば、56ページに県の審議会の委員の割合というのが書かれておまして、

徳島県は女性の割合が割と高くと書かれていて、数値目標を更に上げていくということで書かれているのですが、これは何%ぐらいまで持っていきたいとお考えですか。

大西男女参画・人権課長

今回の数値目標の件についてでございます。

審議会委員に占める女性の割合でございますけれども、国のほうも余り極端に男女のパーセンテージが偏ってはよくないということで、大体40%から60%の間にとどまることを想定しているようでございます。本県におきましては、女性の方に活躍してほしいということから高めの設定をしております、現在57%としております。

現在は56.8%でございます、ほぼ近い数字になっているんですけども、この57%ぐらいを維持したいということで、目標年度の2026年度にこのぐらいの数字でいきたいと考えております。

井下委員

以前、同じような質問をさせてもらったときに、女性が会議に入ると、女性ならではのしなやかさだとかいうふうな答弁をされていて、そのときに、当時の委員の方からも、男性だったらしなやかではなくなるのですかという話になりました。私的には目標値というのも当然いいと思いますけど、ひとくくりに男女とやるのではなくて、能力のある人とか、素晴らしい人というのは、男女にかかわらず評価すべきだと思っております。余り数字にとらわれてほしくないというところでございます。

アンケートの結果を見ると、まだ男尊女卑みたいなのが残っているような雰囲気、これを全体的に読んでみますと、今回いろんなことが書かれていますけど、逆に女性のほうを優遇しているように思えてきたりしますし、DVのところとかも、女性に対すると書いてあるんですけど、実際、男性へのDVというのでもかなりの割合で高いのです。そういうところを考えると、男女共同参画というのはいいのですが、もう少し弱い立場の男性にも目を向けていただけないかなというところも少しあります。

あと、自殺もそうです。自殺のところも、自殺の数を減らすということなのですが、実際、自殺者の割合は、確か男性が7割、女性が3割ぐらいかなと思うんですが、やはり男性の自殺が多いというのが今の日本の現状でございます。

社会的立場等もございしますが、余りくくらずに、難しい話になってしまうのですが、くくってしまうと逆に偏り過ぎるのではないかという気もしますので、柔軟にやっていただきたいというお願いをしておきたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。これ以上の答弁は大丈夫です。

それともう1点、これももう最終なので、ついでにお伺いをしておきます。

ホールの事業で、12月に実施設計が終わったと思うのですが、実施設計が終わった後の話が全然見えてなくて、現状を教えてくださいたいと思います。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

井下委員より、新ホールの設計業務の状況に関して御質問を頂きました。

現計画の新ホール整備の実施設計につきましては、令和4年7月から令和5年12月15日

までを期間としまして、設計業務を行ってまいりました。

履行期限であります令和5年12月15日に設計の成果物が提出されまして、その検査を実施したところです。

状況といたしましては、検査の結果、一部訂正、情報の補足等を求める部分が見受けられましたので、それらの訂正、補足に関する指示を行いまして、それに併せて、また改めて提出を受けたものの検査を継続している状況となっております。

飽くまでも契約上の話にはなりますが、成果物の検査、現在、受取前の成果物という位置付けでございますが、この検査が完了した場合には、契約に基づきまして、事業者からの請求を受け、支払に移っていくものと考えております。

#### 井下委員

まだ、現在進行形ということでございます。

その後が気になるのですが、新ホールというか現ホールというのが一体どれを指すのか、だんだん分からなくなってきたのですが、現ホールというのは僕の中でずっと進めてきたホールだと認識してお伺いをします。

現ホールが最終的に検査も終わりました、オーケーですという段階になったときに、例えば194億円なのか幾らか分かりませんが、その金額で合意をして取りあえず一旦そこで終わるのですよね。次に、本来であれば建築に入っていくわけですが、一旦終わって建築になるパターンもあるかもしれません。現段階では、その場合、今後どのように置いておくのかということと、置いておいた場合、契約したときよりも物価が上がっているのだから当然金額は上がっていきます。そういった場合のギャップというのは契約上どうなるのか、ざっくり教えていただければ。

#### 伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

新ホールの設計以降の御質問を頂いております。

現時点では、実施設計の成果の検査を行っているところでございまして、検査が終了した後の流れにつきましては、この実施設計業務が終了したとしても、事業者との基本協定が残っております。

この基本協定の中では、基本設計、実施設計、工事という流れが取りまとめられておりますので、それに基づく形ということになるのですが、この度の実実施設計業務の中で、見直し検討が続いている状況を踏まえて、関係法令の取手を取りやめております。

実施設計が終わった後、そこで一旦立ち止まりの状況になって、次に、一般的な流れの考え方ですが、工事に行こうとすれば、関係法令の取手がまた改めて必要になるのかなと考えているところです。

その後のどう動いていくかという部分につきましては、11月議会でお認めいただいた予算に基づいて今、候補地を藍場浜公園とした調査を進めております。この調査の結果、事業の中身、スケジュール、コストなんかは具体化されて、今後お示しして、議会での御論議を頂きながら、整理を進めていくものかなと考えているところです。

#### 井下委員

分かりました。

今後、いろいろ調査をかけて、藍場浜にできるできないというのも含めて、分かってくることだとは思いますが。

当然、今回ホール以外のところも、鉄道高架だとかいろんなものが一緒になってしまったので、分かりづらいところがあるのが実際の話だと思います。

とはいえ、いずれにしても、ここまできて終わってできているものなのであれば、いざというときに、原点に立ち返るのではないんですけど、比べたときに、コストとか、スピードとかいろんな面を見たときに、元のほうがいいというのは当然あるものだと僕は信じております。それ以上のものができなかったときに、当然今の原案というのは生きてくるのかなと思っております。

その場合、当然いつになるか分かりませんが、延ばせば延ばすほど、考えただけでも、事業者としても当然責任者を置かないといけないとか、いろんな材料を確保しないといけないとかというふうになってくると思うんですけども、この辺のやり取りというか、事業者との関係も含めてベストを作っていくというのは、時間を空ければ空けるほど難しくなっていくかと思うんです。こここのところを、今、県としてどのようにお考えですか。

#### 伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

井下委員より、今後の事業者等との関係性等について御質問を頂きました。

今、実施設計の成果の検査をしているというところでございます。今後、藍場浜を候補地とする調査を進めながら、その内容、調査結果等をお示ししていくという中で、一定の期間が出てまいります。

その間、現事業者の位置付け、対応をどのようにというのが御質問の趣旨かと思いますが、委員がおっしゃるとおり、この事業を進めるに当たりまして、契約相手であります事業者は専門の技術者等を配置して、この事業を進めていく体制をとることになっております。

今後、この実施設計の成果が、一旦検査を終えて契約終了となったときに、その向こうについて、藍場浜公園の調査に要する期間でありますとか、そこから御論議いただく時間、またその後の流れ等もしっかりと見据えながら、事業者をはじめ関係者との協議は必要なものとして進めてまいりたいと考えております。

#### 井下委員

分かりました。

いずれにしても、事業者さんも一生懸命ここまでやってこられたというのは僕も認識しておりますので、事業者さんとの関係もしっかり維持していただきたいと思っております。

先日、調査に当たって藍場浜の地質調査等の仕様書を読ませていただきましたが、仕様書だけ見ると、本当にスタートのスタートだなというような感じがします。

まだ現段階で、できるかできないかも分からないようなところなんだなと思っておりますので、重ねてになりますけど、多くの県民の皆様は早くホールを造ってほしいというのが一番多かったように思っておりますし、実際そうだったんです。この調査の結果もしっかり受け止めながら、原案をいつでもできるような形にしておいていただきたいと思っております。

おります。僕は、逆にそこまで新しい案にこだわる必要もないのではないかと思いますので、できるものを確実に、スピードとかコストとか知事が言いましたけど、こういった面でより良いものを造っていけるようにしていただきたいと思いますので、最後の委員会ですのでお願いをして終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

#### 沢本委員

児童相談所あり方検討委員会についてお伺いをいたします。

最近も児童虐待の痛ましいニュースが報道されています。児童虐待への対応につきましては、これまでの県議会でも様々な議論がされてきたところではありますが、これまでの報道の中でも児童相談所の対応の有り様がクローズアップされておりました、児童相談所の対応が子供の生死に直結するということを改めて実感しているところでもあります。

本県では、これまで幸いにも子供の命に関わる最悪の事態は起こっていないようですが、ただ、今年度当初に発表されました令和4年度の徳島県こども女性相談センターに寄せられた児童虐待相談対応件数が1,039件で、過去最多となっておるとのことです。

これは単純に児童虐待と思われる事案が増えている面と、早期発見というか、これに周りの方が気付いて相談をされて、大事に至らないという面もあるかと思いますが、そのような中で、恐らく児童相談所の職員の皆様は相当のプレッシャーの中で、それも複雑、多様化する相談への対応に多忙を極めておられることかと察するところでございます。子供の命を守る最後の<sup>とりで</sup>砦として児童相談所の機能を十分に発揮できるよう、課題があるのであれば先手を打っていく必要があります。

こうした中で、先月、児童相談所あり方検討委員会が開催されたとのことですが、このあり方検討委員会での議論の中でどのような課題が浮かび上がってきたのか、また御提案があったのか、そのあたりについて御説明いただけますでしょうか。

#### 原田こども家庭支援課長

ただいま沢本委員から、児童相談所あり方検討委員会での議論について御質問がございました。

近年、増加、複雑化する児童相談所業務に適切に対応するために機能強化が図られるよう、徳島県児童相談所あり方検討委員会を設置させていただきまして、去る1月11日に初めてとなります会議を開催したところでございます。

こちらにつきましては、事務局の県のほうから児童相談所の現状について御説明をさせていただき、児童福祉の有識者、関係団体、市町村、児童相談所長などの委員から、専門的な知見によります助言とか、現場の御意見を頂いたところでございます。

議論の中でも課題として出されたものにつきましては、職員体制の強化、業務の効率化、また迅速なお子様の一時保護、そのお子様を受け入れる体制の整備、さらには市町村との役割分担でありますとか、民間機関への業務委託、また児童虐待の未然防止につながる早期発見、早期対応などが共有されたところでございます。

あわせて、具体的な御提案を頂くこともございました。例えば、一時保護所の受入れ増、居室の個室化、またICTの活用による職員の業務負担軽減等々を頂いております。

また、民間の相談機関の更なる活用や子育てイベントを活用した行政相談窓口などをやってみてはどうかとか、児童相談所を取り巻く関係機関の皆様から様々な御提言も頂いたことは大変有意義な機会になったと考えてございます。

沢本委員

活発な議論がされたとお察しいたします。

令和6年度予算に児童相談所の体制強化として2,032万円が計上されております。それも含めて、先ほど来の課題提案について対応できるような予算がどのように反映されているのか、教えていただけますか。

原田こども家庭支援課長

ただいま沢本委員より、当初予算への反映状況についての御質問でございました。

令和6年度当初予算案につきましては、今年度新規事業で御提案させていただいております社会的養育機能強化事業におきまして、先ほどの課題でございました業務の効率化や迅速な一時保護の実行、受入体制の整備に対応するために、例えば一時保護時の判定資料でありましたり、関連業務におきます業務効率化に向けまして、国が構築しているAIツールの活用、お子様をお預かりする児童養護施設が行います一時保護に係る経費につきまして、急な受入れに要する部分がございますので、県独自の上乗せの補助を創設したところでございます。

また、児童虐待の早期発見、早期対応に向け、新たに、子供の居場所の関係者や学校関係者を対象にしました出前講座に要する経費を計上し、様々なケースに迅速かつ的確な対応ができますよう、また職員の負担軽減にも配慮して、相談所の体制強化を図ってまいりたいと思います。

沢本委員

令和6年度当初予算の中で、一定程度、児童相談所あり方検討委員会での御意見に対応できるものかと思いますが、さらに、児童相談所あり方検討委員会での議論を深めて、前向きに意見、提言を取り入れていくべきだと思います。

今後の児童相談所あり方検討委員会について、児童相談所の機能強化の点から、どのような予定、活用がなされるのかお伺いいたします。

原田こども家庭支援課長

今後の児童相談所あり方検討委員会の活用について御質問を頂いております。

この度の児童相談所あり方検討委員会第1回会議におきましては、まずは児童相談所の現状について、また御参加いただきました委員の皆様から、現場から見た児童相談所の課題を持ち寄るという形で進めさせていただきました。

さらに、この会議だけではなく、先月には県下三圏域で会議を開催させていただきました。この会議につきましては、市町村の児童福祉の担当の皆様、また管内の警察署の方々、教育委員会の皆様にもお集まりいただきまして、グループワーク形式で児童相談所がどう在るべきかにつきまして、今、様々な御意見を頂いているところでございます。

今回の会議以降につきましては、児童相談所の現地視察なども検討しているところでございます。頂いた御意見や提案につきましては、更に議論を深めていくとともに、こうした中で論点を整理させていただきまして、例えば短期的、長期的な視点なども取り入れながら、今後の対応策を検討してまいりたいと考えております。

#### 沢本委員

来年度、こども未来局がこども未来部に格上げされて、人員体制も強化されるかと思えます。子供たちの命を守る児童相談所が、痛ましい事件の未然防止につながるように機能していきますよう、今後ともしっかりと取り組んでいただきますように要望いたしまして終わります。

#### 扶川委員

本会議で、新ホールの移転場所を藍場浜公園西エリアにする前提で調査したところで、車両基地移転が技術的に可能かどうかははっきりしていない状態であるので、もしホール移転が技術的に可能となっても、車両基地が駄目だということになったら予定地を元に戻すのかという趣旨の質問がありました。県はどのような考えなんですか。

#### 伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

扶川委員より、新ホールと車両基地の移転検討に関しまして御質問を頂きました。

この度、11月議会でお示ししました県の新ホールの方針、藍場浜公園西エリアを候補地とするというものでございますが、現在、施設規模や機能、地質の調査等に取り掛かったところでございます。

この調査につきましては、藍場浜公園西エリアという場所の特性を生かした新ホールの可能性を十分検討していくというものでございまして、次期6月定例会におきまして、この候補地での事業費やスケジュールをお示ししたいと考えているところでございます。

その上で、まずは6月議会でも新ホールのコスト、スケジュールを含む具体的な内容をお示しして、その上で議会での御論議を踏まえて新ホール整備を進めていくというところでございます。

#### 扶川委員

先ほど井下委員さんもおっしゃったように現計画も保留になっていて、新計画は6月に出てくる。その両方がそろった時点で議会として議論をしてもらって、どちらにするか決めるということなんですか。そういう理解でよろしいですか。

#### 伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

扶川委員より、新ホール整備の方向性の判断に関して御質問を頂きました。

藍場浜公園西エリアにおけます新ホールの調査は、正に始まったばかりでございまして、これまであの場所での新ホール整備の検討がないということで、正にこれから組み上げていくという状況です。こういう状況におきまして、今後6月定例会における新ホールの調査結果のお示しの仕方、また判断という部分に関しては、現時点で具体的な御説明は

難しいのかなと認識しております。

まずは、現在の調査をしっかりと進めさせていただいて、県民の皆様また県議会の皆様にしっかり具体的な内容を御説明して、御論議していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

扶川委員

私自身の意見を申し上げておきます。

この委員会ではないですけど、前にも航空写真を重ねまして、旧徳島市文化センターの跡地と駅北のスペースを比較してみましたけども、大きな差はないんです。したがって、技術的には十分可能だと私も思いますし、そうでなかったら、そもそもJRが最初からそんなの無理ですと言いますよ。

しかし、もしどうしても車両基地が駄目な場合でも、私は藍場浜公園西エリアにホールを建設することには優位性があると思います。だから、まだ車両基地の結論が出ていない状態で6月に新旧の計画が二つ並べられた場合でも、私は新の計画に賛同すると思います。

というのは、第一にあわぎんホールと連携させて使うことによって優位性が広がる。小ホールを造らなくていいということですから、明らかにそれだけ予算的に節約ができるわけです。

それから、全国から集まるような大きなイベントを開催するのにも便利に使えます。今のあわぎんホールにはいろんな部屋がありますから、小ホール単体よりも連携させて使える。

何より、徳島市の中心市街地活性化の計画を改めて見てみたんですけど、旧文化センター跡地に造るよりも徳島駅からアミコビル、新町商店街、眉山という人流を創出するというのは、現在も一番大事な人の流れ、徳島が回遊性を高めるための活性化の手段だと考えているんです。

そう考えると、官庁街のほうに飛んでいる文化センターというのは、余り位置的によろしくないのです。その位置の関係からしても、明らかに藍場浜公園西エリアのほうがいいと思います。にぎわいづくりをするためであれば、間違いなくいいと思います。

あとは、ホールの性能がどこまで確保できるかとか、そういうことが大事なので、今後の調査結果を見たいと思いますが、そのことははっきり申し上げておきたいと思います。

それで、別のことを聞きます。

公安委員会関係のほうでも聞きましたけど、蜂須賀さんのお墓が壊されました。

防犯カメラがなかったようですが、これは国指定の重要文化財なんですか。国指定の重要文化財は県下に何箇所ぐらいあるのか、そして防犯カメラの設置状況を把握しているのか、教えてください。

溝杭文化資源活用課長

ただいま扶川委員から、防犯カメラの設置状況につきまして御質問がございました。

今回報道されました、徳島藩主蜂須賀墓所と同様の国指定の史跡につきましては、県内に12か所ございます。

史跡につきましては市町村が管理団体となっております。今回の事件を機にカメラの設置状況につきまして該当市町村に確認しましたところ、県内12の史跡のうち、防犯カメラを設置しておりますのは、藍住町にあります勝瑞城館跡と、徳島市の徳島城跡の2か所でございます。いずれもあずまやでありますとか、トイレ等の建物周辺に不法投棄等を監視するために設置していると聞いておるところでございます。

#### 扶川委員

これも言いましたけど、私の事務所も昨日空き巣に入られたのです。今、防犯カメラを設置している棟のSDカードを警察に提供しています。残念ながら入られたほうは造ったばかりで、まだ防犯カメラを付けてなかったのですけど。

防犯カメラは捜査に非常に有効だと、こういう重要な文化財を傷付けられたり、盗まれたりするのを防ぐのに有効だというのは警察の見解です。12か所もあるのに2か所、しかも不法投棄の監視というのでは、ないのも一緒です。

蜂須賀さんのお墓は、前にも1回被害に遭っていて、そのときに手当てをしていたら防げたはずですよ。抑止力にもなります、あるいはやった人を検挙できたはずですよ。このまま放置することはこの際やめて、市町村とよく話し合って、一刻も早く、12か所全部に保護するような防犯カメラを設置するべきだと思いますが、どうですか。

#### 溝杭文化資源活用課長

市町村に対して、カメラの設置を働き掛けるべきではないのかという御質問でございます。

委員お話しのとおり、防犯カメラの設置につきましては、防犯対策の一方法であると考えておりますけれども、その防犯対策に対する方法につきましては、管理団体であります市町村それぞれで判断されるべきものであると考えております。

市町村におきましては、それぞれの実情に合う形で防犯対策をとっていただくよう、働き掛けてまいりたいと考えております。

#### 扶川委員

付けたって安いんです。2か所付けたって3万円でできるぐらいのものなのです。これを付けないなんていうのは、ほとんど怠慢です。

また同じような被害が起きたら、何をやっていたんだと言われても仕方がないです。そのぐらい強く意見を市町村に言ってください。それをしないで放置しておくというのは、文化財に対する軽視ではないですか。私はそういうことでは到底納得がいかないのです、市町村にきちんと働き掛けをしていただきたいと思います、いかがですか。

#### 溝杭文化資源活用課長

繰り返しにもなりますけれども、防犯対策の対応は、管理団体である市町村におきまして、その方法につきましてそれぞれ判断されるべきものと考えておるところでございます。

防犯対策につきましては、引き続きその対策をとるように働き掛けてまいりたいと考え

ております。

#### 扶川委員

働き掛けてください。県民共有の財産です。それを市町村が管理しているから、カメラが付いてるのも付いてないも、うちは関係ないというのでは駄目です。

この際、きちんと付けることはできませんか。付けてほしいのですがというようなことを言うべきでしょう。たった3万円や4万円や、せいぜい10万円ぐらいのお金を惜しむのであったら、それぐらい県が出してあげればいいのです。補助金だって考えたらいいと思いますけど、どうでしょう。

#### 溝杭文化資源活用課長

繰り返しになりますけれども、防犯対策の方法につきましては、それぞれ市町村で判断されるべきものであると考えておるところでございます。

#### 扶川委員

私は納得がいきません。これ以上言うと同じことになると思いますけど。

市町村の権限と言えば、まちづくりだって市町村の権限なんですよ。でも、全県的に影響があります。中心市街地活性化基本計画は、県内で徳島市だけしか認定されていません。徳島市の中心市街地をきちんとやっていくということは、全県に影響があるんです。

それと同じです。そういう大事な文化財をきちんと守っていくということは、全県に影響があることです。市町村任せにしていいのかと強く申し上げておきたいと思います。

次に、昨日の徳島新聞に報道された、性的少数者のカップルに関して、災害時の安否情報をパートナーに提供するかどうかという自治体のアンケートを徳島新聞社がまとめられておりましたが、県はそれに対して、個々のケースで判断するというようなことを回答したということが報道されております。

この個々のケースは一体どういうケースをいうのか、もう少し詳しく御説明ください。

#### 大西男女参画・人権課長

ただいま扶川委員から、性的マイノリティーの方の災害時の安否確認の状況について、県が個々のケースで判断するという内容についてでございます。

これに関しましては、現在、4月1日からのパートナーシップ宣誓制度の導入に向けまして検討を行っているところでございます。

まず、県の制度では、カードが交付されている場合は、災害時の安否確認に関しまして同居の親族と同様の扱いとする方向で、現在、危機管理部局で調整をしているところでございます。

また、性的マイノリティーの方で、このカードを交付していない方もいらっしゃいます。その方に関しましても、事情をよく確認した上で、人権にも配慮した上で、個々のケースで判断するということになるかと考えております。

#### 扶川委員

分かりました。私もそれでいいと思います。

災害対策基本法の施行規則では、被災者の同居の親族には、居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先、その他安否の確認に必要と認められる情報をフルに渡すわけですが、同居でない親族や職場の関係者には、負傷又は疾病の状況を伝えるわけですが、単なる知人であれば、安否情報を持っているか持っていないか、安否情報の有無だけを伝えるわけですね。

でも、パートナーだということを申し出ておられる人は、御自分は同居の親族と同等だと考えているわけですから、やっぱりカードを持っていたら当然同じ扱いをしてあげて、フルに情報をあげるべきだし、持っていないなくても、たまたま手続きができてないだけかも分かりませんから、よく事情を聞いて、その内容によって、これは間違いなさそうだと思います。やはりこれも最大限人権に配慮して情報の提供をしてあげるべきだと思います。そのようにしていただければ結構ですから、是非よろしく願いいたします。

それから、このパートナーシップ宣誓制度が4月から施行されるので、若干お尋ねしておきます。

これは要綱で条例と違うので義務付けることはできないと思うのですが、カードができれば、ほかのパートナーシップ宣誓制度の宣誓をしてない市町村に対しても、それを持っていたら、例えば町営住宅に入れるであるとか、あるいは町立病院で家族と同じようにお医者さんの説明を受けられるであるとか、そういう異性同士のパートナーに対する扱いをしていただくようお願いをしなければいけないと思うのですが、そのあたりはどういうお考えですか。

大西男女参画・人権課長

ただいま扶川委員より、県のパートナーシップ宣誓制度の市町村での扱いということでございます。

このパートナーシップ宣誓制度を県が導入すると決めまして、それ以降、11月議会で要綱案をお示しさせていただきましたけども、その後、各市町村に対しまして、県の制度内容や活用方法について説明を行っております。

現段階ではパートナーシップ宣誓制度を導入をしていない市町村も含め、県が交付するカードの提示によりまして、現在、提供が可能となる市町村の行政サービスにつきまして検討していただいている状況でございます。

扶川委員

当事者の方から事前に聞きましたけど、そのように県が先頭に立って市町村に対して県の制度を活用してほしいということです。どこの自治体に行っても統一した対応が受けられるようにしてほしいというのは強い願いでありました。一つの市町村も残さないように徹底してほしいと思います。

あともう一つ言われたのは、県をまたいで、制度ができていないよその県の自治体に行くと別の扱いをされてしまう可能性もあるわけです。

法律の整備ができていない、同性婚が認められていない状況の中で人権を守るためにこの宣誓制度というのがあると思うのですが、四国のほかの県とか、あるいは知事会と

か、そういうところで徳島県からも積極的に意見を言っていて、徳島県が認めているカードが他県でも使えるようになったらベストです。そこまでの努力はしていただきたいのですが、いかがですか。

大西男女参画・人権課長

パートナーシップ宣誓制度で発行されましたカードを他県でも使えるようにするという御提案でございます。

現在、県におきましては、市町村といろいろ検討をしているところでございますけれども、他県となりますと、また制度が異なりますし、非常に多くの都道府県が関わってくることになるかと考えております。

これにつきましては、今後の研究課題と考えております。

扶川委員

是非、徳島県がパートナーシップ制度の先駆的な取組をするんだという心構え、知事会なんかでも積極的に提案をしていただきたいと思いますと思います。

そうしたらあともう一つ、子ども家庭見守り緊急対策事業について伺います。

議会に出されている資料を見ますと、この事業の7,000万円余りの事業費のうち、本年4月以降に設置されるこども家庭センターの運営経費を支援するための4,500万円余りと、新規の幾つかの事業があるわけですが、その数字を教えてください。こども家庭センターの現在の設置状況、新年度の設置の見通しについて教えてください。

原田こども家庭支援課長

ただいま扶川委員より、来年度から市町村のほうで実施が始まります、こども家庭センターについて御質問を頂きました。

こども家庭センターにつきましては、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化ということで、現在、市町村に設置されております二つの組織を一つにして、こども家庭センターという形で、設置の努力義務規定が来年度から施行となるものでございます。来年度の設置見込みにつきましては、10か所程度お聞きをしているところでございます。

扶川委員

現在は、まだ正式に作られておるところはないわけですか。分かりました。

それから、このこども家庭センター設置の運営経費支援のほかに、この子ども家庭見守り緊急対策事業については、既に実施をされている子育て短期支援事業と一時預かり事業があつて、これを拡充する予算のほか、令和6年度の新規事業として、子育て世帯訪問支援事業と親子関係形成支援事業及び児童育成支援拠点事業が含まれております。

それぞれ、どれだけの市町村で実施されているか、あるいは今と同じように令和6年度に新規に実施される見込みを教えてください。

原田こども家庭支援課長

扶川委員より、来年度実施予定の新規事業等々につきまして、市町村の箇所についての

御質問を頂いております。

まずは、子育て世帯訪問支援事業でございます。

こちらにつきましては、家事や育児に不安や負担を抱えた子育て家庭、また妊産婦でありましたり、養育に御不安な状況でありましたり、そういった御家庭の居宅を訪問いたしまして悩みや不安を傾聴するとともに、家事の支援でございます。こちらにつきましては、虐待リスクの高まりを未然に防ぐということで、現在7か所程度を計上しております。

また、親子関係形成支援事業につきましては、親子の適切な関係性を構築する目的の中で、グループワーク、ロールプレイングの手法で、子供との関わり方を学んでいただけるようなペアレントトレーニングを実施する事業でございます。こちらは、県内に今2か所程度という形で、予算を計上させていただいております。

児童育成支援拠点事業につきましては、こちらは不登校の養育環境などの課題を抱えていらっしゃる、主に学齢期の児童の皆様を対象として、居場所となる拠点を整備することをイメージしております。食事の提供、生活リズム、メンタル面での御支援、学習支援を実施し、児童や保護者への相談等も実施していくような形をとっております。こちらにつきましても4か所程度の予算を計上しているところでございます。

#### 扶川委員

子育て世代包括支援拠点というのが過去にあって、妊産婦や0歳児から3歳児までの乳児の親を支援していた。一方で、貧困や虐待がある0歳から18歳までの子供と親を支援する子ども家庭総合センターというのがあって、それを一体化するのが今回のこども家庭センターで、こども家庭庁の肝煎りでスタートしている事業だという理解なんです。これは非常に良いことだと思います。

そこで、順番を逆に聞きますけど、子供が18歳までにちゃんと親から自立できなかつたり、不登校が続いてひきこもりになったりしてしまうと、先ほど井下委員さんがおっしゃったように、それ以降もフォローが必要なんです。

子ども家庭見守り緊急対策事業のような、この部で所管している事業が卒業したときにプツンと切れて、後に8050問題なんかにつながっていかないようにするため、徳島県であれば、国保・地域共生課が所管する重層的支援体制事業というものがあると聞いております。この事業も、これから県内で本格的に進めようとしているようですが、対象者の情報をどのように引き継いで支援を継続していくのか、イメージが湧かないので教えてください。

#### 原田こども家庭支援課長

扶川委員より、こども家庭センターを対象としたお子様の今後の対応についての御質問であったかと思えます。

こども家庭センターにつきましては、その使命の一つとしまして、地域の様々な資源や支援メニューを発掘しながら、地域の実情に沿った形で、お子様や御家庭の方々を御支援するという使命もでございます。その際には、18歳を超えて、こども家庭センターの支援の年齢からは外れるけども、地域として健やかに育っていただけるような支援の開発も考え

ていかなくはならない問題だと思っております。

また、委員がおっしゃるように現在、地域社会におきましては、ひきこもりの長期化でありましたり、8050問題というような、50代の無職のお子様が80代の親をお支えするような場面でありますとか、また介護や育児のダブルケア、また従来は知縁の方、血縁の方がつながっていて、お世話をし合っていたというような部分から、希薄化した社会的な孤立などいろんな社会的な課題というものが生じております。

こうした支援ニーズが複雑化する中で、国におきましては、既存の相談支援の取組を生かしながら、様々な包括的な支援体制を整備しているところでございます。

そういった中で、お子様の情報につきましても、こうした地域の実情に沿った形で体制を構築しながら、地域の中で共有できるような仕組みというものを考えていきたいと思っております。

### 扶川委員

大分前ですけど、ヤングケアラーなんかが議論されるより前に、ひきこもり問題を議論したときに、秋田県の先進的な町を見に行きました。そこではひきこもりがゼロなんです。どうやっているかということ、全ての行政機関が持つ情報を社会福祉協議会の方が集めて連携して、対象者全部を一応把握した上で個別訪問して、無理やり引き出すのではなくて、社協の一角にカフェみたいなのを作ったり、それからシルバー人材センターと連携して就労できるような場所を作ってやったりして、そこで楽しく社会復帰につながるようなトレーニングなり、経験ができるような場を設けてあげるといようなことをやって大成功をしている。

国もやっとそういう総合的な支援体制を作るようになったんだなと思っておりますけど、まだこれからです。今おっしゃったように、どういう仕組みを作っていけばフォローできるかということ、それから情報の共有をどうしたらいいかということ、これからしっかり検討いただいて、実効性のある制度にしていきたいと思っておりますので、そのあたりを是非お願いしたいのですが、いかがですか。

### 原田こども家庭支援課長

扶川委員より、今後の制度の有効活用ということで御質問を頂いております。

我々としましても現在、児童虐待につきましても、市町村関係機関と要保護児童対策地域協議会、要対協という協議会を作ってございまして、様々な虐待事案につきましても、児相も含めた形で共有をしているところでございます。

こうした制度や人のつながりも活用しながら、18歳以上になったお子様を、いかに地域で引き続き御支援をしていくかということにつきましても、市町村や県内の民間団体、さらには庁内の関係部局の皆様の御知恵も頂きながら、しっかり推進してまいりたいと思っております。

### 眞貝委員長

扶川委員、残り1分です。

扶川委員

1分ですか、あと3分だと思っていたのですが失敗でした。

子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業とか、どれもこれも新規の事業をやろうと思ったら、人材とお金が必要です。

本当は、そこをもう少し詳しく聞きたかったのですが、また次世代育成・少子化対策特別委員会で議論したいと思いますが、国の手当が十分なのか、現場の課題は何なのか、県としてしっかり把握して、何度も申し上げますが、今度こそひきこもりなんか作らないような制度に仕上げさせていただきたいということをお願いして終わります。

眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

未来創生文化部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、未来創生文化部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第5号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、  
議案第63号、議案第66号

以上で未来創生文化部関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

未来創生文化部関係の審査に当たり、佐藤未来創生文化部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力を頂き、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の諸施策に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

皆様方にはますます御自愛いただきまして、引き続き、それぞれの場で県勢発展のため、御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

佐藤未来創生文化部長

私からも一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

未来創生文化部を代表いたしまして、この1年大変お世話になりました。ありがとうございました。

ただいま眞貝委員長さんから御丁寧な御挨拶を頂きまして、誠に恐縮しているところでございます。

この1年間、眞貝委員長さん、平山副委員長さんをはじめ、委員の皆様方におかれましては、当部が所管するダイバーシティ社会の推進、男女共同参画社会づくり、次世代人材育成支援対策、文化、文化財、スポーツの振興など広範囲な様々な案件につきまして御審議、御指導を賜り、深く感謝申し上げる次第でございます。

委員の皆様から頂きました貴重な御意見、御指導をしっかりと県の施策にしっかりと生かしたいと思えますし、ひいては県勢の発展につなげていけるように全力で進めてまいりたいと考えてございます。

最後になりましたが、皆様方の今後、ますますの御活躍をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

眞貝委員長

これをもって本日の総務委員会を閉会いたします。（14時11分）